

継続検査及び中古新規登録・検査時における 既存関係団体への手数料について

I 総論

- 自動車リサイクル法においては、既販車のリサイクル料金等[※]の預託について以下のよう
に規定されている。
 - ・ 既販車(制度施行日の1ヶ月後の平成17年2月1日(基準日)以前に最初の自動車
登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車)のうち継続
検査又は中古新規登録・検査を受けるものは、基準日以降の最初の継続検査又は中
古新規登録・検査時までにリサイクル料金等(リサイクル料金及び情報管理料金)の預
託を行わなければならない。
 - ※ リサイクル料金等を預託する際に合わせて資金管理料金の支払いも必要となる。
 - ・ また国土交通大臣等においては、継続検査又は中古新規登録・検査時にリサイクル
料金等の預託を証する預託証明書の提示(国土交通大臣等による預託確認)がなされ
ない場合、当該登録・検査を行わない。(基準日以後3年間の時限措置)
- これを受け関係者間においては、以下のような具体的な実務とすることについて合意さ
れているところ。

<リサイクル料金等の預託>

認証整備工場経由検査等:リサイクル料金等の預託は、資金管理人である(財)自動車リ
サイクル促進センターが運輸支局等内又は近傍に既存する関係団体にリサイクル料金
等の収受に必要な実務を委託することにより実施。

指定整備工場経由検査:リサイクル料金等の預託は、資金管理人である(財)自動車リ
サイクル促進センターが指定整備工場にリサイクル料金等の収受に必要な業務を委託す
ることによって実施。

※ 中古新規登録・検査におけるリサイクル料金等の預託も同様とする。

<国土交通大臣等による預託確認>

リサイクル料金等が預託された際はリサイクル券が発券されることとなるが、資金管理
法人である(財)自動車リサイクル促進センターが運輸支局等内又は近傍に既存する関係
団体に対し、リサイクル券の存在を確認した上で自動車検査証、一時抹消登録証明書等
にリサイクル料金等が預託済である旨を押印する実務を委託し、国土交通大臣等におい
ては、当該押印の存在により預託確認を実施。

- リサイクル料金等の収受に必要な実務及びリサイクル料金等が預託済である旨を自動車
検査証等に押印する実務を委託する既存関係団体の選定の考え方については、「車検場委
託先関係団体の選定について」において以下のような事項が既に示されているところ。
 - (1) 現金の管理及び保管体制に実績があること
 - (2) 整備事業者或いは個人の申請手続きの動線上にあること
 - (3) 原則一本の専用回線となる所在であること
 - (4) 預託証明は料金収受を委託する関係団体と同一とする

- 委託先の選定は、引き続き前頁の考え方に従って行うこととすることを考えているが、今般資金管理法である(財)自動車リサイクル促進センターとして、委託先の既存関係団体に支払うこととなる手数料の考え方及びその水準について提示させて頂くこととする。

II 具体的考え方

- 手数料については、資金管理料金として自動車所有者の負担となることから、必要性について明確な裏打ちがなされていること及び自動車所有者の負担感をより強く意識することが必要となる。
- これを踏まえた上で具体的には、リサイクル料金等の收受実務及び預託済である旨の押印実務における実際の業務を整理し、業務に必要となる人件費等を勘案して手数料を設定することとする。

1. 実際の業務及び各業務に要する所要時間について

- リサイクル料金等の收受及び預託済である旨の押印実務における実際の業務及び各業務に要する所要時間は以下のとおり。
- 所要時間については、実際に同様の業務を行った場合に要する時間に相当程度の余裕を見ている。

業務項目		業務内容	所要時間
リサイクル料金等の收受実務における業務	1. 收受するリサイクル料金等の額の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル券付き支払書の受取り ・ リサイクル券付き支払書の確認 ・ バーコードの読取 ・ 収納端末に表示された金額の通知 	40秒/件
	2. 現金の收受	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金の受領 	
	3. 入金情報の入力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納端末の入金キー押し下げ (支払いキャンセルは、取消しキー押し下げ) 	
	4. 受領印の押印	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金管理料金の受領証、リサイクル券へ資金管理法印の押印 ・ 支払い金額通知書控えの切り離し 	
	5. 返納	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル券、釣銭の返納 	
	6. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一連の行程における各業務の確認時間 	
預託済押印実務における業務	1. 車台番号の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル券と旧自動車検査証の受取り ・ リサイクル券の押印確認 ・ 車台番号を照合して同一を確認 	20秒/件
	2. 預託済である旨の押印	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧自動車検査証へ預託済である旨押印 	
	3. 返納	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル券と旧自動車検査証の返納 	
	4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一連の行程における各業務の確認時間 	

2. 業務の実施に必要なとなる人員数について

- リサイクル料金等の收受実務及び預託済である旨の押印実務の各業務の所要時間から人員1人が1日当たり処理することが可能となる自動車台数を算出し、これと支局別の1日当たり処理台数をもとに、必要となる人員数を算出。

(1) 人員1人1日当たり処理可能台数

	1台当り	1H	1日 (※5H)
リサイクル料金等の收受	40秒/台	90台/人	450台/人
預託済押印	20秒/台	180台/人	900台/人

※ リサイクル料金等の收受については、1ラウンド75分×4ラウンド=5H/日と想定。預託済押印についてもこれと同様の数値を採用していることから、実際の業務においてはより多くの台数の処理が可能であると想定される。

(2) 必要となる人員数

- 支局別の持込車検数及び指定整備工場経由も含めた全車検数から平均的に必要となる人員数及び3月のピーク時に必要となる人員数を算出。

	平均	ピーク時
リサイクル料金等の收受	109人	135人
預託済押印	148人	206人

3. 手数料の算定

- 厚生労働省：賃金構造基本統計調査(H13年度)を元に必要となる人員一人当たりの賃金を算出し、これに法定福利費を考慮し人員一人当たりの人件費を算出。

業種分類	その他事業サービス業
給与額/月：a	280,300円
年間賞与：b	655,300円
労働時間：c	182時間
年間賃金：I = (a × 12 + b)	4,018,900円
年間人件費：J = I × 1.122	4,509,206円

- 手数料については、上記で算出した年間人件費と2.において算出した人員数及び対象台数を元に算出。

(1) リサイクル料金等の收受実務に対する手数料

必要となる人員数：A	109人 (135人)：3月ピーク
年間人件費：B = A × J	491,503,454円 (608,742,810)円：3月ピーク
年間持込車検台数 (H14年度)：C	6,940,724台
手数料/台：D = B / C	71円/台 (88円/台)：3月ピーク

(2) 預託済押印実務に対する手数料

必要となる人員数：E	148人 (206人)：3月ピーク
年間人件費：F = E × J	667,362,488円 (928,896,436)円：3月ピーク
年間車検台数 (H14年度)：G	23,350,043台
手数料／台：H = J / G	29円／台 (40円／台)：3月ピーク

(3) その他考慮すべき点

- ① 端末操作説明要員
- 整備業者或いは個人ユーザーに対して端末の操作の説明を行う必要がある可能性もあるが、これについては当該業務が人員1人1日当たり2時間発生したとしても、2(1)においてリサイクル料金等の収受の処理台数を算出する際に、1日を5時間として算出していることを踏まえ、3(1)で算出した手数料の内数で対応して頂きたい。
- ② 端末の管理費
- 端末の管理費(設置場所に対する賃借料等)として、端末1台につき2,500円/月を固定費として支払うこととする。

(4) 結論

- 手数料については、ピーク時の人員を考慮して設定すべきと考えられることから(1)(2)で算出したピーク時の手数料を採用することとする。
 - ◆リサイクル料金等の収受実務に対する手数料：88円／台
 - ◆預託済押印実務に対する手数料：40円／台
- また、(3)にあるよう1台当たり2,500円の固定費を支払うこととする。

4. その他

- 端末設置に関する下記工事及び機器類の費用は、(財)自動車リサイクル促進センターが負担することとする。(資金管理料金より支出)
 - ◆専用回線の敷設 ◆ 事務所内のLAN配線 ◆ 事務所内の電源配線
- また、基準日以後3年経過し時限措置が終了した際の端末撤去に関する費用についても(財)自動車リサイクル促進センターが負担することとする。(資金管理料金より支出)